

# 倉浜衛生施設組合 会計年度任用職員登録案内

倉浜衛生施設組合の会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2に基づき任用される一般非常勤職員)について、以下のとおり登録の受付を行います。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、名簿登載期間中(令和5年3月まで)に必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

## 1. 登録方法

「会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「13 問い合わせ及び提出先」に記載のある提出先に持参又は郵送で提出してください。なお、組合から登録した旨のお知らせは行いません。 ※1人2職種まで登録が可能です。

## 2. 登録受付期間

随時募集中

※会計年度任用職員に欠員があった場合に、登録者の中から選考を行います。

## 3. 名簿登載期間

登録受付日～令和5年3月31日

※期間内に登録削除を希望する場合には、総務課総務係へご連絡ください。

## 4. 登録募集職種

別表1(倉浜衛生施設組合会計年度任用職員)に記載

※募集人数が0人の職種については、募集を行っておりませんが名簿への登録は可能です。

## 5. 応募資格

登録職種の必要資格を満たす方(別表1)で、以下のいずれにも該当しない方

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6. 選考内容

任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、面接による選考をした上で、任用します。

## 7. 任用期間・勤務時間

原則1会計年度(4月1日～翌年3月31日)で任用します(勤務実績等により、改めて任用する場合があります。)。主な勤務時間は別表1に記載のとおりですが、具体的には、任用する職の必要性により異なるため、登録申込書の希望を基に任用前に調整の上、決定します。

## 8. 任用内定

「6. 選考内容」の選考を経た上で、任用内定通知の送付を予定しています。  
任用内定とならない場合には、特に通知等はありません。

## 9. 休暇、休日等

勤務条件により、倉浜衛生施設組合の規則に基づき年次有給休暇等が付与されます。  
休日は、業務第一課リサイクルセンターを除き、土曜日、日曜日及び勤務条件により設定する日となります。リサイクルセンターはシフト制による土曜日出勤があります。

## 10. 給料・報酬・手当等

- (1) 給料、報酬 …… 別表1に記載(当組合での勤務経験により加算される場合あり。)
- (2) 通勤手当 …… 常勤職員に準じて支給
- (3) 期末手当 …… 基準日(6月1日、12月1日)における勤務月数に応じて最大年間1.45月分を支給
- (4) 給与支払い日 …… 例月給与は当月末締め翌月5日支給、期末手当は年2回で6月15日と12月15日に支給

## 11. 社会保険等

健康保険・厚生年金・労働保険の適用があります。

## 12. その他

- (1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

## 13. 問い合わせ及び提出先

### 【登録方法に関する問合せ】及び【登録申込書の提出先】

〒904-2141

沖縄県沖縄市字池原3394番地

倉浜衛生施設組合 総務課 総務係

TEL: 098-937-9942